

資料編

1. 品川区高齢者施策の取り組み	141
2. 住民基本台帳による地区別人口および高齢者数	150
3. 品川区介護保険制度推進委員会	151
4. 地域包括支援センター運営協議会	155
5. 品川区介護認定審査会	156
6. 地域密着型サービス運営委員会	157
7. 特別養護老人ホーム入所調整基準	158
8. 品川区における介護保険と高齢者保健福祉サービス体系	159
9. 介護保険制度担当組織の変遷	160
10. 介護保険制度担当組織	162
11. 品川区介護保険制度に関する条例（抜粋）	163

1. 品川区高齢者施策の取り組み

(1) 品川区高齢者福祉施策の取り組み（元気な高齢者のための施策）

() 内は該当年度

年 代	国・都の動き	品川区の取り組み
1955年 (昭和30年) ～1974年 (昭和49年)	57(昭32) 都 老人クラブへの助成開始 58(昭33) 都 敬老金支給に関する条例施行 63(昭38) ●老人福祉法の施行 69(昭44) 都 老人医療費の助成に関する条例施行 70(昭45) ●国の高齢者人口7%を超える 72(昭47) ●老人医療費の無料化 (老人福祉法の改正) 74(昭49) 都 敬老乗車証制度の開始	58(昭33) 初めての敬老会館開設(ゆたか敬老会館) 59(昭34) 2館目の敬老会館開設(南品川敬老会館、 保育園併設) 60(昭35) 品川区老人クラブ連合会の設立 65(昭40) 都から福祉事務所移管 69(昭44) 3館目の敬老会館開設(西五反田敬老会館、 保育園併設) 72(昭47) 敬老会館管理事務所を開設(東品川敬老会 館) 74(昭49) 高齢者人口7%を超える 74(昭49) 厚生部に老人福祉課設置
1975年 (昭和50年) ～1988年 (昭和63年)	79(昭54) 都 老人バス交付条例施行 83(昭58) ●老人保健法の施行 86(昭61) ●高齢者等の雇用の安定等に関する 法律施行	75(昭50) 区長公選、都から保健所移管 77(昭52) 品川区高齢者事業団設立 78(昭53) 品川区長期基本計画策定 80(昭55) 社団法人シルバー人材センター品川区高 齢者事業団と名称変更 80(昭55) 都から荏原授産場移管 82(昭57) 中延敬老会館開設(区内16館目、成幸ホ ームに併設) 85(昭60) 大井保健相談所の開設 86(昭61) お年寄りと子どものふれあい事業(ふれ あい給食)の開始
1989年 (平成元年) ～1999年 (平成11年)	89(平元) ●高齢者保健福祉推進十か年戦略 (ゴールドプラン) 策定 94(平6) ●新高齢者保健福祉推進十か年戦略 (新ゴールドプラン) 策定 94(平6) ●地域保健法制定 99(平11) ●今後五か年間の高齢者保健福祉施策の 方向(ゴールドプラン21) 策定	89(平元) 第二次品川区長期基本計画策定 90(平2) 「社団法人品川区シルバー人材センター」 と名称変更 92(平4) 初めて高齢者の人口が年少人口を上回る 92(平4) 高齢者部の設置 92(平4) 品川区高齢社会保健福祉総合計画(いきい き計画21) 策定 93(平5) 第一回シルバー成年式の開催(以後、毎 年開催) 93(平5) 教育委員会がシルバー大学を開設 94(平6) 老人クラブから高齢者クラブに名称変更 94～95 第二次品川区長期基本計画改定 (平6～7) 95(平7) 高齢者クラブの相互支援活動開始 95(平7) 「しながわ出合いの湯」のモデル実施 (平9年～本格化) 96(平8) 「しながわお休み石」のモデル設置 (平10年～本格化) 96(平8) 敬老会館からシルバーセンターに名称変更 97(平9) 荏原保健所改築、荏原健康センター併設 99(平11) 荏原保健所を品川区保健所に、品川保健所 を品川保健センター(品川健康センター併 設)とする 99(平11) 学校空き教室を活用した「山中いきいき 広場」モデル実施

●は国の動き

() 内は該当年度

年 代	国・都の動き	品川区の取り組み
2000年 (平成12年) ～2006年 (平成18年)	02(平14) ●老人医療制度改正(老人医療対象年齢の 引き上げ、一部負担の定率化) 02(平14) ●健康増進法成立 05(平17) ●介護保険法改正(予防重視型システム への転換) 06(平18) ●改正介護保険法施行	00(平12) 第三次品川区長期基本計画策定 01(平13) 保健高齢事業部の設置 02(平14) 「高齢者社会参加プログラム」作成 02(平14) 総合的な就業支援サービス「サボしながわ」 スタート 02(平14) 「区民健康づくりプラン品川」策定 02(平14) 「いきいき健康マージャン広場」実施 03(平15) 「ふれあい健康塾」のモデル実施 (平16年～本格化) 04(平16) 福祉高齢事業部の設置 04(平16) 荏原いきいき倶楽部開設 04(平16) 「いきいき脳の健康教室」荏原会場実施 05(平17) 「いきいき脳の健康教室」3会場に拡大実施 05(平17) 「いきいき筋力向上トレーニング」実施 05(平17) 「シニアのための男の手料理教室」モデル実 施(平18年～本格化) 05(平17) 荏原ほっと・サロン開設 06(平18) 「いきいき脳の健康教室」4会場に拡大実施 06(平18) (仮称)しながわシニアネット設立準備 06(平18) 西大井ほっと・サロン開設 06(平18) いきいきラボ関ヶ原開設
2007年 (平成19年) ～2014年 (平成26年)	08(平20) ●介護保険法改正 09(平21) ●改正介護保険法施行 11(平23) ●介護保険法改正	07(平19) 「わくわくクッキング」実施 07(平19) 団塊世代意識調査実施 07(平19) しながわシニアネットへの支援開始 07(平19) 「いきいき脳の健康教室」6会場に拡大実施 08(平20) 団塊世代の地域デビュー提案と活動リー ダー育成実施 08(平20) 「いきいきうんどう教室」実施 08(平20) 「いきいき筋力向上トレーニング」総合コ ース実施 09(平21) 「いきいきうんどう教室」2会場に拡大実施 09(平21) 「健康やわら体操」2会場で実施 09(平21) 「わくわくクッキング」3会場に拡大実施 10(平22) 「わくわくクッキング」中延会場廃止 10(平22) 「いきいきうんどう教室」3会場に拡大実施 10(平22) 「健康やわら体操」3会場に拡大実施 10(平22) 「高齢者外出習慣化事業(食事処)」実施 11(平23) 「いきいき筋力向上トレーニング」6会場 に拡大実施 11(平23) いきいき健康マージャン8会場に拡大実施 11(平23) 高齢者輪投げ大会開催開始 11(平23) 「高齢者外出習慣化事業(食事処)」2会場 に拡大実施 11(平23) 相談コーナー「ちえぶくろ」実施 12(平24) 「わくわくクッキング」3会場に拡大実施 12(平24) 「いきいきうんどう教室」4会場に拡大実施 12(平24) いきいき筋力向上トレーニング「総合コ ース」24年度をもって廃止 13(平25) 「健康やわら体操」4会場に拡大実施 13(平25) 「わくわくクッキング」4会場に拡大実施 13(平25) 高齢者外出習慣化事業(食事処)3会場に 拡大実施
2015年 (平成27年)～	17(平29) ●介護保険法改正	15(平27) 高齢者外出習慣化事業(食事処)4会場に 拡大実施 16(平28) 「健康やわら体操」5会場に拡大実施 16(平28) 高齢者外出習慣化事業(食事処)5会場に 拡大実施

●は国の動き

(2) 品川区高齢者福祉施策の取り組み

() 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
1974年 (昭和49年) ～1988年 (昭和63年)	第一次長期基本計画 ～区内に特別養護老人ホーム(在宅サービスセンター併設)を～			
	74(昭49) 品川区高齢者人口7%を超える 74(昭49) 厚生部に老人福祉課設置 78(昭53) 品川区長期基本計画策定	80～82(昭55～57) 社会福祉法人三徳会により区内初の特別養護老人ホーム「成幸ホーム」および在宅サービスセンター開設 79～83(昭54～58) 社会福祉法人品川総合福祉センターを設立し、特別養護老人ホーム「かえで荘」および在宅サービスセンター、障害者施設との複合施設開設 84～90(昭59～平2) 社会福祉法人福栄会を設立し、特別養護老人ホーム「晴楓ホーム」および在宅サービスセンター、軽費老人ホーム「東海ホーム」、障害者施設との複合施設開設	88(昭63) 区内初の高齢者借り上げ住宅「カガミハイツ」(12戸)開設	
1989年 (平成元年) ～1995年 (平成7年)	第二次長期基本計画 ～在宅サービスセンター等を併設した6つの特別養護老人ホームを区内にバランスよく配置を～			
	89(平成) ●高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)策定 89(平成) 第二次品川区長期基本計画策定 89(平成) 荏原地区に3つの特別養護老人ホーム(在宅サービスセンター、在宅介護支援センター併設)の拠点施設整備計画策定 90(平2) ●社会福祉関係8法(老人福祉法、老人保健法等)改正 92(平4) 組織改正で高齢者部を設置 92(平4) 高齢者人口が年少人口を上回る 92(平4) 品川区高齢社会保健福祉総合計画(いきいき計画21)策定	90(平2) 松崎有料老人ホーム構想 91(平3) 八潮わかかさ荘(40戸)開設 91(平3) パレスガル(50戸)開設 92(平4) メゾン琴秋(13戸)開設 92(平4) 東品川わかかさ荘(50戸)開設 93(平5) 大井倉田わかかさ荘(80戸)開設 93(平5) 区立戸越台特別養護老人ホーム建設着工 94(平6) 区立荏原特別養護老人ホーム建設着工 95(平7) 区立中延特別養護老人ホーム建設着工		89(平成) 学校給食の配食サービス開始 90(平2) 三徳会に初の在宅介護支援センター設置・ホームヘルパーの配置 92(平4) 社会福祉協議会の「さわやかサービス」開始 92(平4) 八潮在宅サービスセンター開設 93(平5) 区内初の医師会立訪問看護ステーション開設(品川区医師会) 93(平5) 東品川在宅介護支援センターの開設、介護型ホームヘルプチームの本格的配置(高齢者や障害者にやさしい住宅モデルルーム併設)

●は国の動き

() 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
1993年 (平成5年) ～1999年 (平成11年)	品川区高齢社会保健福祉総合計画(いきいき計画 21) ～保健福祉施策の総合的展開と在宅支援体制の強化を～ 第二次長期基本計画の改定 ～在宅拠点施設としての老人保健施設等の在宅介護支援体制の整備、新たな「住まい」として「有料老人ホーム」を整備～			
		94(平6) 大井在宅介護支援センター、在宅サービスセンター開設	94(平6) グレースマンション(12戸)開設	93～95(平5～7) 在宅介護支援センターを中心とした在宅介護支援システム(ケアマネジメント)の検討・「マニュアル」の作成
	94(平6) ●新ゴールドプラン策定 94(平6) 区の高齢者人口14%を超える			
	94～95(平6～7) 第二次品川区長期基本計画改定	94～95(平6～7) 品川区における「有料老人ホーム」構想作成		95(平7) 東品川在宅介護支援センターを拠点に24時間ホームヘルプサービスモデル実施
		95(平7) 南大井複合施設の基本構想策定(老人保健施設、高齢期の安心の住まい＝「有料老人ホーム」等)		95(平7) ハッ山保育園ふれあいデイホームモデル実施
		95(平7) 社会福祉協議会による品川介護福祉専門学校開校		95(平7) ふれあいサポート計画策定(社会福祉協議会)
		95(平7) 大崎在宅介護支援センター、在宅サービスセンター開設		
		96(平8) 区立戸越台特別養護老人ホーム開設(在宅介護支援センター、在宅サービスセンター併設)		96(平8) 医師会立在原訪問看護ステーション開設(荏原医師会)
	96(平8) ●老人保健福祉審議会「公的介護保険」答申		96(平8) アツミマンション(10戸)開設	96～98(平8～10) 要介護認定モデル事業実施
	97(平9) ●介護保険法成立			
		97(平9) 区立荏原特別養護老人ホーム開設(在宅介護支援センター、在宅サービスセンター併設)		97(平9) 八潮在宅介護支援センター開設
		97(平9) 社会福祉法人さくら会を設立(南大井複合施設の建設準備)		97(平9) 五反田保育園ふれあいデイホーム開設
				97(平9) 「品川区における総合的な認知症高齢者ケア体制の構築に向けて」の検討・報告
		98(平10) 区立中延特別養護老人ホーム開設(在宅介護支援センター、在宅サービスセンター併設)		98(平10) 生協によるデイサービスセンター「陽だまり」開設
		98(平10) 在宅サービスセンター「小山の家」・在宅介護支援センター開設		
			99(平11) ケアホーム構想に基づき基本設計に入る(荏原市場跡地)	99(平11) 上大崎、台場、南大井在宅介護支援センター開設
		99(平11) 在宅サービスセンター「月見橋の家」計画・設計		西大井在宅介護支援センターを合わせ13地区体制の整備
			99(平11) バンブーガーデン(13戸)開設	99(平11) 準備要介護認定実施
	98～99(平10～11)品川区介護保険事業計画策定			99(平11) 特別養護老人ホーム入所調整会議のモデル実施
	99(平11) ●ゴールドプラン 21 策定			

●は国の動き

() 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
2000年 (平成12年) ～2002年 (平成14年) 【第一期】	<p>品川区介護保険事業計画の策定 ～介護保険制度への円滑な移行～ 品川区高齢社会保健福祉計画の改定 第三次長期基本計画の策定 ～コミュニティサポート（住民相互の支え合い）の再構築と高齢期の住まいと生活の多様性の確保を～</p>	<p>00(平12) ●介護保険法施行 00(平12) 品川区介護保険制度推進委員会の設置 00(平12) ●社会福祉法施行(社会福祉事業法の改正) 00(平12) ●成年後見制度施行</p>	<p>00(平12) オーク中延(9戸)開設 01(平13) 在宅サービスセンター「月見橋の家」開設</p>	<p>00(平12) 品川区介護サービス向上委員会設置 00(平12) 特別養護老人ホーム入所調整会議の設置</p>
	<p>00(平12) 老人保健施設「ケアセンター南大井」、高齢者の安心の住まい「さくらハイツ南大井」等の南大井複合施設開設 00(平12) 西大井に社会福祉法人春光福祉会による特別養護老人ホーム「ロイヤルサニー」(在宅介護支援センター、在宅サービスセンター併設)開設</p>			<p>01(平13) 中延第二、戸越台第二、南大井第二、上大崎第二在宅介護支援センター開設</p>
	<p>01～02(平13～14) 「区民健康づくりプラン品川」策定</p>			
	<p>02(平14) ●健康増進法成立 02(平14) 「品川区地域福祉計画」策定 02(平14) 「いきいき計画21」改定 (品川区高齢社会保健福祉総合計画・第二期品川区介護保険事業計画)</p>			<p>02(平14) 東品川第二、西大井第二在宅介護支援センター開設 02(平14) 品川福祉カレッジ開設 02(平14) 品川成年後見センター開設</p>
2003年 (平成15年) ～2005年 (平成17年) 【第二期】	<p>「いきいき計画21」(品川区高齢社会保健福祉総合計画・第二期品川区介護保険事業計画)の改定 ～介護保険制度の定着～ 品川区地域福祉計画の策定</p>	<p>03(平15) 「グループホーム温々」開設</p>		
	<p>03(平15) ●高齢者介護研究会報告書「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」</p>			<p>03(平15) 市町村特別給付「身近でリハビリ」「水中運動」実施 03(平15) 介護・障害者福祉サービス向上委員会に組織を改正 03(平15) 高齢者筋力向上トレーニング事業、ふれあい健康塾。モデル実施(平16年～本格化)</p>
	<p>04(平16) 組織改正により福祉高齢事業部設置</p>	<p>04(平16) 「ケアホーム西五反田」「さくらハイツ西五反田」等高齢者複合施設を開設</p>		<p>04(平16) いきいき脳の健康教室実施</p>
	<p>05(平17) ●介護保険法改正 05(平17) ●障害者自立支援法成立</p>			<p>05(平17) 品川福祉カレッジ「認知症専門コース」開設</p>
	<p>05(平17) 第三期品川区介護保険事業計画の改定</p>	<p>05(平17) 「グループホーム ロイヤル西大井」開設</p>		<p>05(平17) 介護予防システムの検討「マニュアル」の作成</p>

●は国の動き

() 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
2006年 (平成18年) ～2008年 (平成20年)	<p>「いきいき計画21」(品川区高齢社会保健福祉総合計画・第三期品川区介護保険事業計画)の改定 ～介護予防の充実～</p>			
【第三期】	<p>06(平18)●改正介護保険法施行(新予防給付・地域密着型サービス創設)</p> <p>06(平18)●介護サービス情報の公表制度開始 06(平18) 特別養護老人ホーム等の施設を管理委託制度から指定管理者制度へ移行 06(平18)●障害者自立支援法施行</p> <p>07(平19) 品川福祉カレッジ「社会福祉士養成課程」開設 07(平19) 福祉有償運送運営協議会 おでかけ移送サービス開始</p> <p>07(平19) 認知症サポーター養成事業開始 07(平19) 団塊世代調査・高齢者一般調査の実施 07(平19) 地域密着型サービスの指導検査の計画的実施</p> <p>07(平19)●介護給付適正化計画策定 07(平19) 品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画改定</p> <p>08(平20) 品川区基本構想策定</p> <p>08(平20) 地域貢献ポイント事業開始 08(平20) 都) 医療費適正化計画策定</p>	<p>06(平18) 地域密着型特定施設 ファミリアガーデン品川開設</p> <p>07(平19) 旧亀田邸跡地にグループホーム小山・ 小規模多機能型居宅介護小山倶楽部開設</p> <p>07(平19) グループホームミモザ品川八潮開設</p> <p>08(平20) グループロイヤル中延・小規模多機能型居 宅介護ロイヤル延々開設</p> <p>09(平21) 原小学校改修 高齢者施設・保育園整備 ケアホーム西大井こうほうえん開設 09(平21) 旧都南病院跡地に地域密着型サービス施設・ 保育園を開設 グループホーム東大井 小規模多機能型居宅介護 東大井倶楽部 地域密着型ケアハウス ケアホーム東大井</p>	<p>06(平18) 介護予防事業実施 ・身近でトレーニング ・マシンでトレーニング ・水中トレーニング ・予防ミニデイ ・いきいき脳の健康教室 ほか</p> <p>07(平19) 介護予防事業として新たに「わくわくクッキング」開始</p> <p>07(平19) 認知症対応型通所介護成幸在宅サービスセンターサービス開始 07(平19) 認知症対応型通所介護ミモザ品川八潮開設</p> <p>08(平20) 特養ホームの屋上を活用した介護予防事業「いきいきうんどう教室」開始</p>	

●は国の動き

() 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
2009年 (平成21年) ～2011年 (平成23年)	第四期品川区介護保険事業計画「いきいき計画21」の改定 ～地域で支えるしくみの充実～			
【第四期】	09(平21)●改正介護保険法施行 (介護従事者処遇改善等のための介護報酬3%増額改定) 品川区介護従事者処遇改善基金条例制定 09(平21) 長期基本計画策定 09(平21) 組織改正により健康福祉事業部・高齢者福祉課に名称変更	09(平21) 小規模多機能型居宅介護 ほほえみサロン品川宿開設		09(平21) 市町村特別給付(要支援者夜間対応サービス、通院等外出介助サービス、地域密着型ケアハウスサービス)実施 10(平22) 小山台在宅介護支援センター開設 10(平22) サービス評価・向上に関する機能を介護・障害者福祉サービス向上委員会から介護保険制度推進委員会の下部組織としてモニタリング等調査部会に移行 10(平22) 国のモデル事業として24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業を実施(平成23年度についても継続実施)
	10(平22) 品川第二地区において支え愛・ほっとステーション事業をモデル実施			11(平23) 認知症対応型通所介護 くおりあ開設
	11(平23)第2期品川区地域福祉計画策定	11(平23) 八潮南特別養護老人ホーム グループホーム八潮南開設		
	11(平23) 荏原第二地区において支え愛・ほっとステーション事業をモデル実施			
	11(平23)●「社会保障・税一体改革成案」(政府・与党社会保障改革本部決定)	11(平23) 小規模多機能型居宅介護 ぶらりす開設	11(平23) 民間との連携による高齢者住宅(高齢者優良賃貸住宅)コムニカ開設	

●は国の動き

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
2012年 (平成24年) ～2014年 (平成26年)	第五期品川区介護保険事業計画「いきいき計画21」の改定 ～システムと地域で在宅生活を支える～			
【第五期】	<p>12(平24) ●改正介護保険法施行(新サービスの創設、保険料の上昇緩和のための財政安定化基金の取り崩し、処遇改善交付金の介護報酬化、在宅・施設で1.2%増額改定)</p> <p>12(平24) ●社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正施行(介護福祉士や研修を受けた介護職員によるたんの吸引等の実施)</p> <p>12(平24) ●キャリア段位制度開始</p>	<p>12(平24) サービス付き高齢者向け住宅 区立大井林町高齢者住宅開設</p> <p>12(平24) グループホーム あいびーの家ふたば開設 12(平24) 小規模多機能型居宅介護 大井林町倶楽部開設</p> <p>13(平25) 小規模多機能型居宅介護 おもてなし開設 13(平25) グループホーム きらら品川荏原開設 13(平25) 小規模多機能型居宅介護 けめともの家・品川八潮開設</p>	<p>12(平24) サービス付き高齢者向け住宅 区立大井林町高齢者住宅開設</p>	<p>12(平24) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の地域連携によるサービス提供開始</p>
	<p>13(平25) ●社会保障・税一体改革及び社会保障制度改革国民会議の報告書に基づく介護保険制度改革の推進</p> <p>13(平25) ●「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」(平成25年度～29年度)の推進</p> <p>13(平25) 品川区地域医療連携会議設置</p> <p>13(平25) 民間企業と連携した高齢者地域見守りネットワーク事業に関する協定締結</p>			
	<p>14(平26) ●消費税増税(5%→8%) 消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設</p> <p>14(平26) ●地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律公布(医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行、介護保険法関係は地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を推進)</p> <p>14(平26) 長期基本計画改訂</p>	<p>14(平26) グループホーム あんしんケアホーム小山開設</p> <p>14(平26) 杜松小学校跡地に地域密着型サービス施設を開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杜松特別養護老人ホーム(区内初の地域密着型) ・グループホーム杜松 ・小規模多機能型居宅介護 杜松倶楽部 <p>14(平26) グループホーム carna 五反田・小規模多機能ホーム carna 五反田・サービス付き高齢者向け住宅 carna 五反田開設</p>		<p>14(平26) 認知症対応型通所介護 大崎在宅サービスセンター開設</p>

●は国の動き

() 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
2015年 (平成27年) ～2017年 (平成29年) 【第六期】	第六期品川区介護保険事業計画「いきいき計画 21」の改定 ～地域包括ケアシステムの拡充～			
	15(平27) しながわ健康プラン 21 の策定 15(平27) 品川区障害者計画・障害福祉計画策定 15(平27) 組織改正により福祉部・高齢者福祉課に名称変更 15(平27) ●改正介護保険法施行(在宅医療・介護連携の推進、特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能への重点化、低所得者への保険料軽減の拡充、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ、全体で-2.27%の介護報酬改定) 15(平27) 認知症対策プロジェクト開始	15(平27) 大井認知症高齢者グループホーム開設 15(平27) サービス付き高齢者向け住宅 開設 ・そんぼの家S西大井 ・ケアホスピタル西小山 15(平27) 杜松倶楽部が区内初の看護小規模多機能型居宅介護へ移行	15(平27) サービス付き高齢者向け住宅 開設 ・そんぼの家S西大井 ・ケアホスピタル西小山	15(平27) 介護予防・日常生活支援総合事業開始 15(平27) 在宅医療・介護連携推進事業開始
	16(平28) 品川“くるみ認知症ガイド”(認知症ケアパス)作成 16(平28) ●成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 16(平28) ●地域密着型通所介護の創設	16(平28) 平塚橋特別養護老人ホーム開設		17(平29) 介護予防・日常生活支援総合事業の体系化・整理
	17(平29) 全13地域センターに支え愛・ほっとステーションを設置 生活支援コーディネーターを配置し、在宅介護支援センターとあわせ総合的な相談体制を整備	17(平29) 東五反田地域密着型多機能ホーム開設 ・グループホーム東五反田 ・小規模多機能型居宅介護 東五反田倶楽部 17(平29) 上大崎特別養護老人ホーム開設 17(平29) 看護小規模多機能型居宅介護 けめともの家・カンタキ 西大井開設		
2018年 (平成30年) ～2020年 (平成32年) 【第七期】	第七期品川区介護保険事業計画「いきいき計画 21」の改定 ～地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアの推進～			
	18(平30) 品川区障害福祉計画・障害児福祉計画策定 18(平30) ●改正社会福祉法施行(地域福祉の推進、総合的な支援体制の整備、地域共生社会の実現) 18(平30) ●改正介護保険法施行(質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進、共生サービスを創設、居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲、全体で+0.54%の介護報酬改定)			

●は国の動き

2. 住民基本台帳による地区別人口および高齢者数 (各年1月1日現在)

(単位：人)

	H12			H15			H18		
	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率
区全体	317,516	53,732	16.9%	323,919	58,834	18.2%	334,470	62,764	18.8%
品川 品川第1	54,060	8,676	16.0%	55,290	9,750	17.6%	58,945	10,693	18.1%
品川 品川第2									
大崎 大崎第1	40,982	6,818	16.6%	44,237	7,553	17.1%	47,898	8,230	17.2%
大崎 大崎第2									
大井 大井第1	78,317	12,625	16.1%	79,886	13,828	17.3%	83,532	14,871	17.8%
大井 大井第2									
大井 大井第3									
荏原 荏原第1	129,126	24,142	18.7%	130,178	25,864	19.9%	130,642	26,794	20.5%
荏原 荏原第2									
荏原 荏原第3									
荏原 荏原第4									
荏原 荏原第5									
八潮	15,031	1,471	9.8%	14,328	1,839	12.8%	13,453	2,176	16.2%

	H21			H24			H27		
	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率
区全体	345,413	68,018	19.7%	353,502	70,748	20.0%	372,077	78,285	21.0%
品川 品川第1	23,248	4,942	21.3%	23,988	5,198	21.7%	25,832	5,921	22.9%
品川 品川第2	27,678	4,825	17.4%	28,432	5,142	18.1%	30,192	5,857	19.4%
大崎 大崎第1	40,689	6,998	17.2%	43,544	7,352	16.9%	47,995	8,123	16.9%
大崎 大崎第2	21,338	4,092	19.2%	23,158	4,258	18.4%	24,506	4,618	18.8%
大井 大井第1	43,172	7,544	17.5%	44,022	8,005	18.2%	48,271	9,089	18.8%
大井 大井第2	22,999	4,112	17.9%	22,927	4,183	18.2%	22,505	4,518	20.1%
大井 大井第3	21,007	4,430	21.1%	21,546	4,643	21.5%	22,246	5,097	22.9%
荏原 荏原第1	28,608	5,348	18.7%	28,780	5,446	18.9%	29,325	5,978	20.4%
荏原 荏原第2	19,712	4,170	21.2%	20,196	4,297	21.3%	21,285	4,728	22.2%
荏原 荏原第3	34,866	7,554	21.7%	35,407	7,731	21.8%	36,920	8,285	22.4%
荏原 荏原第4	29,515	6,585	22.3%	29,564	6,674	22.6%	31,068	7,208	23.2%
荏原 荏原第5	19,719	4,795	24.3%	19,545	4,842	24.8%	19,590	5,153	26.3%
八潮	12,862	2,623	20.4%	12,393	2,977	24.0%	12,342	3,710	30.1%

	H28			H29			H30		
	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率
区全体	378,123	79,904	21.1%	382,761	80,836	21.1%	387,622	81,446	21.0%
品川 品川第1	27,650	6,137	22.2%	28,773	6,196	21.5%	29,327	6,247	21.3%
品川 品川第2	30,539	5,979	19.6%	30,889	6,111	19.8%	31,251	6,153	19.7%
大崎 大崎第1	49,284	8,352	16.9%	49,964	8,473	17.0%	51,340	8,605	16.8%
大崎 大崎第2	24,496	4,705	19.2%	24,802	4,789	19.3%	25,020	4,847	19.4%
大井 大井第1	49,630	9,347	18.8%	50,998	9,529	18.7%	53,086	9,689	18.3%
大井 大井第2	22,569	4,575	20.3%	22,544	4,618	20.5%	22,505	4,564	20.3%
大井 大井第3	22,378	5,193	23.2%	22,504	5,227	23.2%	22,620	5,240	23.2%
荏原 荏原第1	29,253	6,089	20.8%	29,211	6,074	20.8%	29,204	6,081	20.8%
荏原 荏原第2	21,620	4,792	22.2%	21,717	4,861	22.4%	21,715	4,896	22.5%
荏原 荏原第3	37,234	8,324	22.4%	37,238	8,421	22.6%	37,412	8,437	22.6%
荏原 荏原第4	31,513	7,335	23.3%	31,846	7,327	23.0%	32,006	7,328	22.9%
荏原 荏原第5	19,673	5,190	26.4%	19,963	5,227	26.2%	19,999	5,300	26.5%
八潮	12,284	3,886	31.6%	12,312	3,983	32.4%	12,137	4,059	33.4%

3. 品川区介護保険制度推進委員会

(1) 設置および運営

＜設置根拠＞ 品川区介護保険制度に関する条例 第10条
品川区介護保険に関する条例施行規則 第4条

介護保険事業の実施状況を把握して、その評価を行うことにより事業運営の透明性を確保し、区における介護保険制度の円滑で公正な運営を図るため、区長の附属機関として「品川区介護保険制度推進委員会」を設置します。

① 所掌事項

介護保険事業計画およびその他介護保険制度にかかる施策について審議します。

＜審議事項＞

- ・介護保険事業の収支状況
- ・介護サービスの利用状況と介護サービス基盤の整備状況
- ・その他介護保険事業計画の円滑な推進のために必要な事項

＜諮問事項＞

- ・条例第11条に関する事項（在宅サービスの種類支給限度基準額）
- ・条例第12条に関する事項（市町村特別給付）
- ・条例第12条の2に関する事項（保健福祉事業）

② 委員構成 20名以内

学識経験者等 1名、被保険者代表 9名、事業者代表 9名で構成

③ 委員の任期 3年

(2) 委員名簿（第六期：任期 平成27年7月1日～30年6月30日）

学識 経験者	委員長	藤井 賢一郎	上智大学 総合人間科学部 准教授
被保険者 代表	委員	近江 清光（27～28年4月） 千葉 雅雄（28年5月～）	品川区区政協力委員会協議会会長
		石川 政則（27～28年11月） 松尾 光恵（28年12月～）	民生委員協議会(品川第一地区民生委員協議会会長) 民生委員協議会(大井第一地区民生委員協議会会長)
		松崎 一雄（27～29年6月） 山口 武重（29年7月～）	品川区高齢者クラブ連合会会長
		島崎 妙子	品川区重症心身障害児（者）を守る会会長
		伊井 晴子	品川区商店街連合会女性部長（南品川商店街）
		重野 清悦 中越 勝 高波 恵子 大竹 麻佐子 飴本 公子	公募委員
		事業者 代表	委員
宮平 寛	品川区医師会会長		
中村 兼一（27～29年6月） 原 正博（29年7月～）	荏原医師会会長		
菅野 正博	荏原歯科医師会会長		
荻野 哲也	品川薬剤師会副会長		
神宮 信夫	品川区柔道整復師会支部長		
内野 京子	社会福祉法人 三徳会理事		
水谷 和美 板井 佑介	社団法人かながわ福祉サービス振興会 前理事 株式会社 ケアメイト 代表取締役		

(3) 検討経過

		検 討 内 容
27年度	第1回 (8/6)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の運営について ・第六期品川区介護保険事業計画について ・平成26年度品川区介護保険制度の運営状況について ・地域密着型サービス運営委員会について ・委員会の進め方について ・市町村特別給付に係る自己負担について
	第2回 (3/30)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度予算案について ・地域密着型サービス運営委員会について ・モニタリング等調査部会について
28年度	第3回 (7/21)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度品川区介護保険制度の運営状況について ・地域密着型通所介護の新設について ・認知症対策について
	第4回 (12/15)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の見直しに関する意見について ・第七期品川区介護保険事業計画の策定について ・生活支援体制整備事業の取り組み状況について ・地域密着型サービス運営委員会について
	第5回 (3/29)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度予算案について ・第六期事業計画における各プロジェクトの検証について (プロジェクト5. 認知症高齢者への支援の充実) ・モニタリング等調査部会について
29年度	第6回 (8/3)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度品川区介護保険制度の運営状況について ・第六期事業計画における各プロジェクトの検証について (プロジェクト7. 入所・入居系施設の整備とサービスの充実) ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施について ・地域密着型サービス運営委員会について
	第7回 (12/26)	<ul style="list-style-type: none"> ・第七期品川区介護保険事業計画骨子案について
	第8回 (3/28)	<ul style="list-style-type: none"> ・第七期品川区介護保険事業計画について ・平成30年度予算案について ・モニタリング等調査部会について ・地域密着型サービス運営委員会について

(4) モニタリング等調査部会について

<設置趣旨>

介護サービスの評価・質の向上の取り組みについては、介護保険制度創設時(平成12年4月)から、「介護サービス向上委員会」を設置し、利用者への良質なサービス提供と事業者の育成支援のため、品川区独自のサービス評価を実施してきました。平成22年度に、その機能を介護保険制度全般の進行管理組織である品川区介護保険制度推進委員会へ移行し、引き続き介護サービスの評価・質の向上の取り組みについて検討するため、品川区介護保険制度推進委員会の下部組織として「品川区介護保険制度推進委員会モニタリング等調査部会」を設置しました。

<設置根拠> 品川区介護保険制度推進委員会モニタリング等調査部会設置要綱

<組織> 部会は、専門委員4名で組織し、品川区介護保険制度推進委員会の互選により選出する委員2名および区長が指定する者2名で構成されます。

<所掌事項>

- ・介護サービスに関する苦情への対応状況の確認。
- ・介護サービスの改善に必要な指導・助言。
- ・介護サービス評価・向上のしくみの調査・研究。
- ・その他介護サービスの質の向上に必要な事項の検討を行うこと。

<任期> 3年間(再任可) ※平成27年9月1日～30年6月30日

<検討経過>

		検 討 内 容
27年度	第1回 (12/14)	・介護保険に関する苦情の処理状況について (27年4月～11月) ・27年度モニタリングアンケート調査結果速報値について
28年度	第1回 (3/1)	・介護保険に関する苦情の処理状況について (27年12月～29年1月) ・28年度モニタリングアンケートの調査結果について
29年度	第1回 (3/1)	・介護保険に関する苦情の処理状況について (29年2月～30年1月) ・29年度モニタリングアンケートの調査結果について

<苦情の状況>

① 苦情内容別

(単位:件)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
要介護認定	5	6	1	1	0	1	2	1	0
サービス	66	41	32	34	30	16	17	22	18
在宅	46	34	30	34	28	15	17	18	14
施設	20	7	2	0	1	0	0	3	4
その他	0	0	0	0	1	1	0	1	0
行政の対応	4	2	7	4	2	1	0	3	0
制度上の問題	0	16	30	9	0	3	2	4	0
その他	0	1	0	2	2	2	3	3	0
合計	75	66	70	50	34	23	24	33	18

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(4月～2月)	
要介護認定	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0.0%
サービス	18	26	18	19	23	11	13	6	6	75.0%
在宅	15	23	10	14	14	6	11	6	4	50.0%
施設	3	3	7	3	6	5	1	0	2	25.0%
その他	0	0	1	2	3	0	1	0	0	0.0%
行政の対応	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0.0%
制度上の問題	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0	0	3	2	25.0%
合計	19	27	19	20	24	12	13	9	8	100.0%

② 申立人別

(単位:件)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
本人	27	23	35	22	4	1	3	7	4
介護者(家族)	41	35	26	24	24	17	17	22	12
事業者	4	2	3	1	2	3	1	1	0
ケアマネジャー	—	—	—	—	0	0	0	0	1
その他	3	6	6	3	4	2	3	3	1
合計	75	66	70	50	34	23	24	33	18

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(4月～2月)	
本人	1	1	1	0	4	0	2	1	0	0.0%
介護者(家族)	15	23	17	16	17	10	11	7	7	87.5%
事業者	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0.0%
ケアマネジャー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	3	3	1	3	2	2	0	1	1	12.5%
合計	19	27	19	20	24	12	13	9	8	100.0%

③ 申立方法別

(単位:件)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
電話	17	53	54	30	26	18	16	21	11
来所	51	7	8	9	2	1	5	9	4
その他(文書等)	7	6	8	11	6	4	3	3	3
合計	75	66	70	50	34	23	24	33	18

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(4月～2月)	
電話	14	19	12	16	18	9	11	6	1	12.5%
来所	2	6	6	4	4	1	1	2	6	75.0%
その他(文書等)	3	2	1	0	2	2	1	1	1	12.5%
合計	19	27	19	20	24	12	13	9	8	100.0%

4. 地域包括支援センター運営協議会

(1) 設置根拠

介護保険法 第 115 条の 46

介護保険法施行規則 第 140 条の 66

地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成 18 年 3 月制定）

(2) 協議事項

①地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置等に関する次に掲げる事項の承認

- ・センターの担当する圏域の設定
- ・センターの設置、変更および廃止ならびにセンターの業務の法人への委託またはセンターの業務を委託された法人の変更
- ・センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所
- ・センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
- ・その他委員会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

②センターの運営の公正性および中立性に関する評価

③その他センターの運営について必要と認められる事項

(3) 委員構成

地域包括支援センター運営協議会における審議事項は、介護保険制度の円滑かつ公正な運営を図るものであり、他の介護保険制度の施策とともに品川区介護保険制度推進委員会で審議することが適当です。そのため、地域包括支援センター運営協議会は、品川区介護保険制度推進委員会がこれを兼ねます。

(4) 検討経過

		検 討 内 容
27年度	第19回 (8/6)	・26年度介護予防プラン作成、介護予防事業の実施状況について
	第20回 (3/30)	・28年度予防支援事業の委託について
28年度	第21回 (7/21)	・27年度介護予防プラン作成、介護予防事業の実施状況について
	第22回 (3/29)	・29年度予防支援事業の委託について
29年度	第23回 (8/3)	・28年度介護予防プラン作成、介護予防事業の実施状況について
	第24回 (3/28)	・30年度予防支援事業の委託について

5. 品川区介護認定審査会

(1) 設置根拠

- ・介護保険法 第14—17条、介護保険法施行令第5—10条
- ・品川区介護保険制度に関する条例 第9条
- ・品川区介護保険に関する条例施行規則 第2、3条

(2) 委員構成

- ・委員数 70名以内
保健・医療・福祉に関する専門家で構成
- ・任期 2年

(3) 審査会

- ・定数 1 審査会につき 委員5名（うち医療系委員2名）
- ・合議体数 6

(4) 認定申請受付数

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
新規	3,137	2,919	3,221	3,164	3,120	2,825	2,387	2,572	2,833
更新	6,426	8,016	8,724	8,812	9,436	5,791	8,872	7,408	8,320
状態変更	330	517	610	723	769	949	1,278	1,238	1,390
合計	9,893	11,452	12,555	12,699	13,325	9,565	12,537	11,218	12,543

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (4-2月)
新規	2,979	3,341	3,397	3,554	3,573	3,611	3,336	3,550	3,267
更新	7,443	9,087	8,323	8,689	8,211	9,807	10,024	6,408	8,486
状態変更	1,623	1,841	1,947	2,090	2,233	2,259	2,151	2,289	2,130
合計	12,045	14,269	13,667	14,333	14,017	15,677	15,511	12,247	13,883

(5) 審査件数

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
審査件数	9,631	11,211	12,250	12,255	12,855	9,611	12,053	10,791	11,690
審査会回数	136	175	202	204	206	177	216	197	214

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (4-2月)
審査件数	11,686	13,837	13,313	13,935	13,548	15,077	15,053	11,538	13,134
審査会回数	202	212	211	234	236	258	259	235	226

6. 地域密着型サービス運営委員会

(1) 設置根拠

介護保険法 第78条の2第7項

品川区地域密着型サービス運営委員会設置要綱（平成18年4月制定）

(2) 協議事項

- ①事業者の指定に関する事
- ②指定事業者に対する指導および監督等の結果に関する事
- ③その他、委員会の協議に付すことが必要と認められる事項

(3) 委員構成（任期：2年）

- ①介護保険の被保険者（第1号および第2号）
- ②介護サービスおよび介護予防サービスの利用者
- ③介護サービスおよび介護予防サービスに関する事業者
- ④地域における保健・医療・福祉関係者
- ⑤学識経験者

(4) 検討経過

		検 討 内 容
27年度	第1回 (7/23)	・大井認知症高齢者グループホーム見学 ・新規指定、指定更新事業所について 等
	第2回 (2/26)	・認知症対応型共同生活介護事業所の事業者変更について ・新規指定、指定更新事業所について 等
28年度	第1回 (8/10)	・地域密着型通所介護事業所の事業者変更について ・新規指定、指定更新事業所について 等
	第2回 (3/30)	・東五反田地域密着型多機能ホーム見学 ・新規指定、指定更新事業所について 等
29年度	第1回 (5/16)	・ブリッジライフ中延、S-FITケア西品川見学 ・新規指定、指定更新事業所について 等
	第2回 (1/16)	・けめともの家・カンタキ西大井見学 ・新規指定、指定更新事業所について 等
	第3回 (3/15)	・ぷらりす・湯～亀 SUN見学 ・新規指定、指定更新事業所について 等

7. 特別養護老人ホーム入所調整基準

平成 26 年 11 月作成

区分	要介護度	年齢	介護期間	介護状況等
点数	30 点	20 点	20 点	30 点
配点 内容	① 要介護 3 15 点 ② 要介護 4 25 点 ③ 要介護 5 30 点	① 75 歳以上～ 5 点 ② 80 歳以上～ 10 点 ③ 85 歳以上～ 15 点 ④ 90 歳以上～ 20 点	① 6 ヶ月以上～1 年未満 5 点 ② 1 年以上～2 年未満 10 点 ③ 2 年以上～5 年未満 15 点 ④ 5 年以上～ 20 点 ※注 1	(1)介護者が老年 (2)複数の人を介護 (3)介護者が就労中 (4)介護者が病弱等 (5)障害者(児)・乳幼児 を養育しながら介護 (6)介護者がいないひとり暮らし (7)要介護 4 未満で認知症自立度がⅡb以上 (8)その他 ※注 2、3

※注 1 「介護期間」は要介護 1 以上の状態から起算し、基準日までの介護期間とします。
(入院・入所期間を含む)

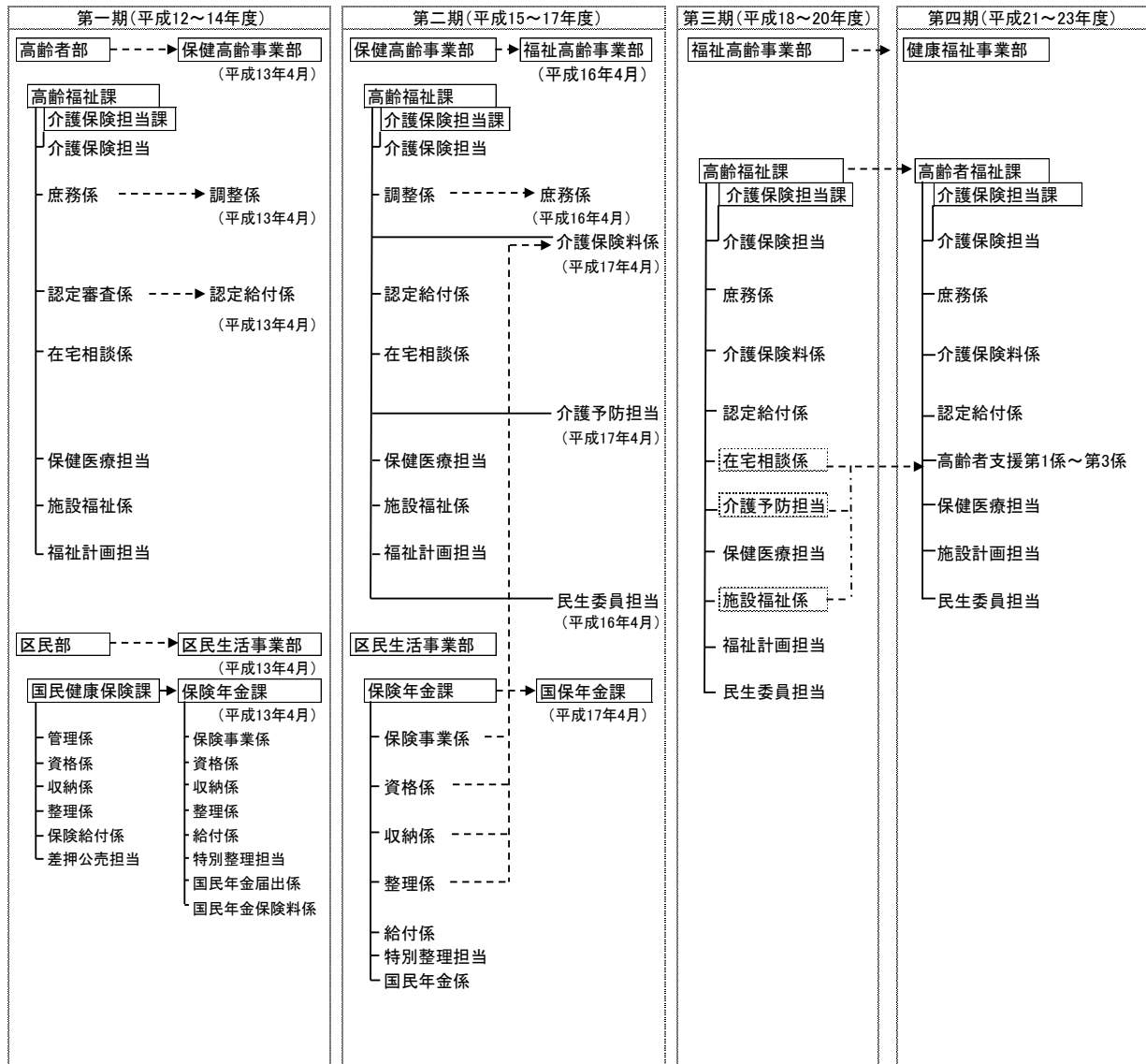
※注 2 「介護状況等」は 1 項目 10 点とします。ただし、入院・入所中の方については
(1)～(6)を各 5 点とします。

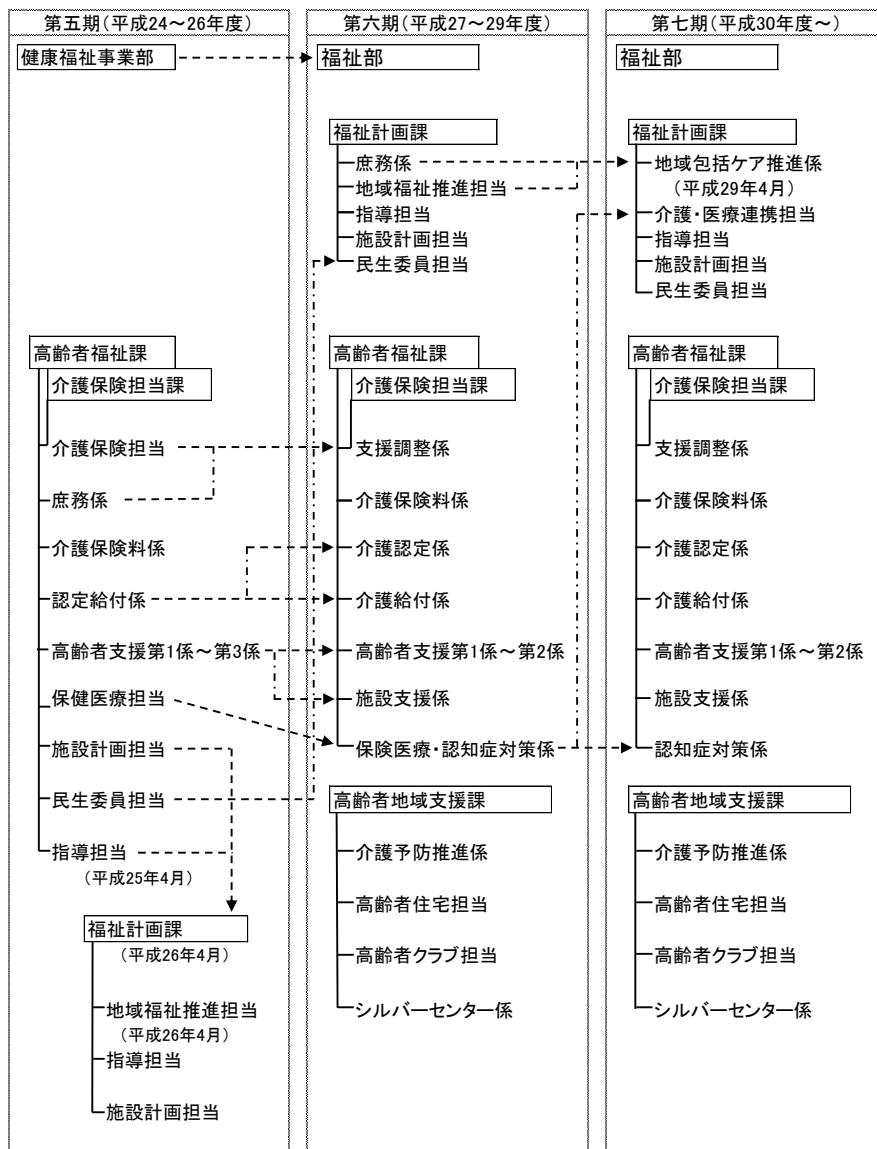
※注 3 「介護状況等」の加点は最大 3 項目、30 点までとします。

8. 品川区における介護保険と高齢者保健福祉サービス体系

＜公的介護保険・法定サービス＞			＜横出しサービス＞		＜高齢者福祉施策＞
《施設サービス》 ①特別養護老人ホーム ②老人保健施設 ③介護療養型医療施設	《在宅サービス》 ①訪問介護 ②訪問入浴 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活・療養介護 ⑨特定施設入居者生活介護 ⑩福祉用具貸与・購入費の支給 ⑪住宅改修費の支給 ・居宅介護支援（ケアマネジメント）	《介護予防サービス》 ①介護予防訪問入浴 ②介護予防訪問看護 ③介護予防訪問リハビリテーション ④介護予防居宅療養管理指導 ⑤介護予防通所リハビリテーション ⑥介護予防短期入所生活・療養介護 ⑦介護予防特定施設入居者生活介護 ⑧介護予防福祉用具貸与・購入費の支給 ⑨住宅改修費の支給 ・介護予防支援（介護予防ケアマネジメント） ※介護予防訪問介護 ※介護予防通所介護 ※品川区総合事業の予防訪問事業・予防通所事業に移行	《介護予防・日常生活支援総合事業》 ①介護予防・生活支援サービス事業 ○訪問型サービス ・予防訪問事業 ・生活機能向上支援訪問事業 ・管理栄養士派遣による栄養改善事業 ○通所型サービス ・予防通所事業 ・いきいき活動支援プログラム ・はつらつ健康教室 ・地域ミニデイ ○介護予防支援事業（ケアマネジメント） ②一般介護予防事業 ○運動系介護予防事業 ・マシンでトレーニング ・うんどう機能トレーニング ・水中トレーニング ・身近でトレーニング ・健康やわら体操 ・うんどう教室 ・予防ミニデイ ・ふれあい健康塾 ・しながわ出会いの湯 ○認知症予防事業 ・脳力アップ元気教室 ○栄養改善事業 ・シニアのための男の手料理教室 ・わくわくクッキング ・高齢者外出習慣化事業 ・地域貢献ポイント事業 ③包括的支援事業・任意事業 ・医療連携の促進 ・介護保険給付適正化事業 ・在宅介護者研修・支援事業 ・住宅改修アドバイザー派遣事業 ・ALS患者コミュニケーション支援事業 ・認知症早期発見・早期診断推進事業	《市町村特別給付》 ■要支援者夜間対応サービス特別給付 ■通院等外出サービス特別給付 ①要支援者通院介助サービス ②要介護者病院内介助サービス ■地域密着型ケアハウスサービス提供費特別給付	①介護予防関連事業等 ・いきいき健康マーシャン広場 ・いきいきカラオケ広場 ・高年者懇談会 ・ほっとサロン ・健康塾 ・健康学習・健康相談 など ②安否確認 ・緊急通報システム ・徘徊高齢者探索システム ・地域見守り活動への助成 ・救急医療情報キットの販売 ・災害時要援護者名簿の作成 ・高齢者相談員 ③地域の支え合い ・さわやかサービス ・支え愛・ほっとステーション ④その他 ・住宅改修助成 ・訪問歯科診療 ・訪問理美容 ・敬老杖の支給 ・紙おむつの支給 ・入院中の紙おむつ代助成事業 ・車いす貸出 ・福祉タクシー ・かかりつけ医（歯科医）紹介窓口 ・民間賃貸住宅居住高齢者生活支援サービス など
	《地域密着型サービス》 ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③認知症対応型通所介護 ④小規模多機能型居宅介護 ⑤看護小規模多機能型居宅介護 ⑥認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑧地域密着型介護老人福祉施設 ⑨地域密着型通所介護	《地域密着型介護予防サービス》 ①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）			

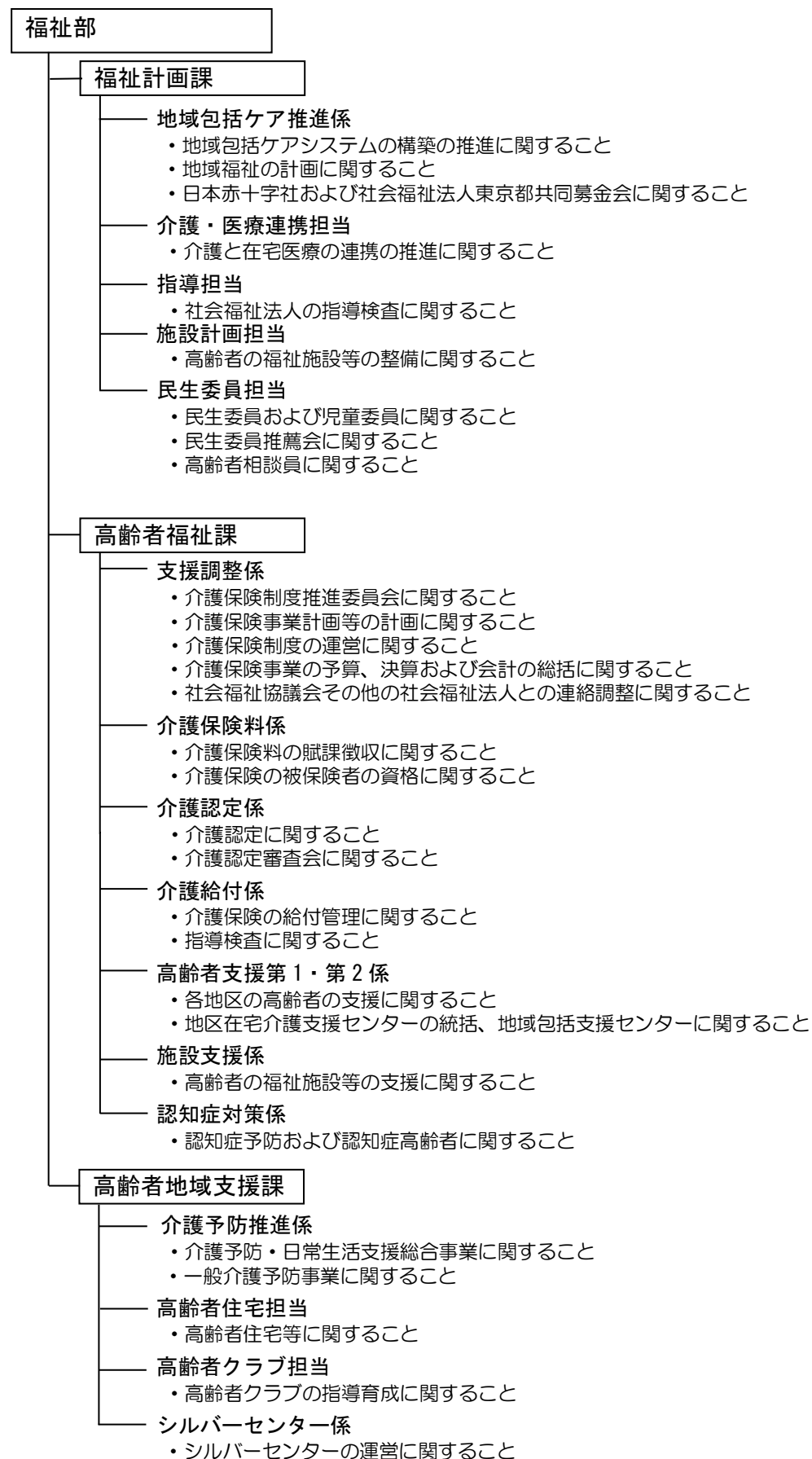
9. 介護保険制度担当組織の変遷





10. 介護保険制度担当組織

(平成30年4月～)



11. 品川区介護保険制度に関する条例（抜粋）

平成 12 年 3 月 28 日 条例第 19 号
 改正 平成 13 年 3 月 30 日 条例第 25 号
 平成 15 年 3 月 31 日 条例第 11 号
 平成 18 年 3 月 31 日 条例第 18 号
 平成 20 年 3 月 31 日 条例第 9 号
 平成 21 年 3 月 31 日 条例第 17 号
 平成 24 年 3 月 26 日 条例第 14 号
 平成 27 年 3 月 31 日 条例第 19 号
 平成 27 年 5 月 28 日 条例第 37 号
 平成 30 年 3 月 28 日 条例第 13 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 制度運営の仕組み（第 6 条—第 10 条）
- 第 3 章 保険給付および保険料（第 11 条—第 23 条）
- 第 4 章 補則（第 24 条）
- 第 5 章 罰則（第 25 条—第 27 条） 付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、高齢者が住み慣れた家庭および地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度を総合的に推進するため必要な事項を規定し、もって区民が安心して高齢期を送ることができる地域社会を創造することを目的とする。

（制度運営の原則）

第 2 条 介護保険制度は、次に掲げる原則に基づいて運営するものとする。

- (1) 介護を要する高齢者等の自立の支援およびその家族の支援を目指すこと。
- (2) 介護サービス利用者の意思および選択が尊重されること。
- (3) 高齢者等の心身の能力の維持向上とその機能の低下の予防を重視すること。
- (4) 保健、福祉および医療の連携により、介護サービスが総合的かつ効率的に提供されること。
- (5) 高齢者等が可能な限り自宅で生活を送ることができるための支援を重視すること。
- (6) 保険財政の健全な運営を行うとともに、制度の公平かつ公正な運営を図ること。
- (7) 地域における住民相互の支援活動との連携が図られること。

（区の責務）

第 3 条 区は、介護に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 区は、保険者として介護保険事業を健全に運営するとともに、介護サービスの事業基盤の整備および介護サービス事業者間の調整等を行うため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 区は、介護保険制度に関する広報および利用者に対する必要な情報の提供に努めなければならない。

（介護サービス事業者の責務）

第 4 条 介護サービス事業者は、保険者である区等と協働して、自ら提供する介護サービスの質の向上を図り、事業の適正な運営に努めなければならない。

- 2 介護サービス事業者は、介護サービスの提供に当たっては、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 利用者およびその家族に対して、適切な相談および助言を行い、介護サービスの内容について理解しやすいように説明して、明確な同意を得ること。
 - (2) 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、目標を設定し、計画的な介護サービスの提供を行うこと。
 - (3) 利用者からの苦情に対しては、これに誠実に対応するとともに、介護サービスの質の評価を行い、常に

その改善を図ること。

(区民の責務)

第5条 区民は、常に健康の維持に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な介護サービスを利用することにより、その能力の維持向上に努めるものとする。

2 区民は、保険料の負担ならびに地域における相互の支援活動および介護保険制度運営に対する主体的な参加を通して、制度の健全な運営および発展に寄与するよう努めるものとする。

第2章 制度運営の仕組み

(在宅介護の支援体制の整備)

第6条 区は、各地域の在宅介護支援センターを中心として、介護を要する高齢者等に対する在宅介護に係る相談および支援の体制を整備するものとする。

(認知症高齢者等の権利擁護)

第7条 区は、認知症高齢者等の判断能力の十分でない者であっても、必要な介護サービスが適切に利用できるよう、介護サービス利用者を支援する権利擁護の体制の整備およびその適切な運営に努めなければならない。

(介護サービスの質の向上)

第8条 区は、介護サービスの利用に係る意見、要望および苦情に対して的確に対応するとともに、介護サービスの質の向上を図られるよう必要な体制を整備しなければならない。

(介護認定審査会の委員の定数)

第9条 品川区介護認定審査会の委員の定数は、70人以内とする。

(品川区介護保険制度推進委員会)

第10条 介護保険事業の実施状況を把握し、その評価を行うことにより、事業運営の透明性を確保し、区における介護保険制度の円滑かつ公正な運営を図るため、区長の附属機関として品川区介護保険制度推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

2 推進委員会は、介護保険事業計画およびその他介護保険制度の施策について審議し、区長に意見を述べることができる。

3 推進委員会は、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 保険給付および保険料

(居宅介護サービス費等に係る種類支給限度基準額)

第11条 居宅サービスの公平かつ適正な利用を図るため、訪問介護、訪問看護および訪問入浴介護に関し特に必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第43条第4項の居宅介護サービス費等種類支給限度基準額を、規則で定めることができる。

(特別給付)

第12条 区は、居宅要介護被保険者および居宅要支援被保険者に対し、法第62条に規定する特別給付として、次の各号に掲げる特別給付を行う。

- (1) 要支援者夜間対応サービス特別給付
- (2) 通院等外出介助サービス特別給付
- (3) 地域密着型ケアハウスサービス提供費特別給付

2 前項に規定する特別給付に係る給付内容、事業者の指定、利用者負担額等事業の実施に関し必要な事項について、区長は、推進委員会への諮問を経て規則で定める。

(保健福祉事業)

第12条の2 介護者等を支援し、および被保険者が要介護状態となることを予防するため、必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第115条の49に規定する保健福祉事業を実施することができる。

(保険料率)

第13条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者(法第9条第1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号イまたはロに掲げるもの 3万0,240円
- (2) 令第39条第1項第1号ハまたはニに掲げる者 3万0,240円

- (3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 3万6,960円
- (4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 4万7,040円
- (5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 5万7,120円
- (6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 6万7,200円
- (7) 次のいずれかに該当する者 7万0,560円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）

- (8) 次のいずれかに該当する者 8万0,640円

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）

- (9) 次のいずれかに該当する者 9万4,080円

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）

- (10) 次のいずれかに該当する者 11万0,880円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）

- (11) 次のいずれかに該当する者 13万1,040円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）

- (12) 次のいずれかに該当する者 14万4,480円

ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）

- (13) 次のいずれかに該当する者 15万7,920円

ア 合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

- (14) 前各号のいずれにも該当しない者 18万8,160円

2 前項第1号および第2号の規定にかかわらず、同項第1号および第2号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、2万6,880円とする。

（賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第15条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保

険料の額の算定は、当該被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および同号イ(1)に係る者を除く。）、ロもしくは二もしくは第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロまたは第13条第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、もしくは第13号イに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

5 前条第4項の規定は、第1項から第3項までの規定による保険料の賦課について準用する。

（普通徴収の特例）

第16条 保険料の算定の基礎に用いる当該年度分の特別区民税（以下「区民税」という。）の課税非課税の別または合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第一号被保険者について、その者の前年度分の区民税の課税非課税の別および合計所得金額ならびにその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者（以下「世帯員」という。）の前年度分の区民税の課税非課税の別を基に第13条の規定により区分し、その者の区分に応じた当該各号の額を12で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

第17条から第21条（略）

（保険料の減免）

第22条 区長は、前条第1項各号に掲げる事由により生活が著しく困難となった者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、または免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、区長は、特別の事由があると認める者に対し、規則で定めるところにより、保険料を減額することができる。

3 前2項の規定により保険料の減額または免除を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に当該減額または免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

（1）被保険者および主たる生計維持者の氏名および住所

（2）納期限および保険料の額

（3）減額または免除を受けようとする理由

4 第1項および第2項の規定により保険料の減額または免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

第23条から第27条（略）

付 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第13条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

<条例改正の経緯>

■平成13年3月30日条例第25号による改正

○第22条において、第1号被保険者のうち一定の要件を満たす者の保険料を減額する規定を設けた。

○改正の趣旨 生活保護は受けてはいないが、保護世帯に近い状況にある者の負担軽減を図るため、保険料を第2段階から第1段階に減額措置することとした。

なお、この改正は平成13年7月規則第73号により、平成13年10月1日から適用することとした。

■平成15年3月31日条例第11号による改正

○第12条において、市町村特別給付の実施および実施のための手続きについて規定した。

- 第 13 条において、平成 15 年度から平成 17 年度までの第 1 号被保険者の保険料を第一期と同額とすることを定めた。
- また、第 13 条第 2 項として、平成 15 年度から平成 17 年度までの保険料の第 3 段階と第 4 段階の境界基準所得金額を 250 万円とすることを追加した。
これは、国が境界基準所得金額を 200 万円とする介護保険法施行令の改正を行ったことに対して、品川区では、改正前 250 万円で保険料の各段階の構成比率および第 1・2 段階と第 4・5 段階の収納額のバランスがとれていることから、国との相違を規定したものである。
- 平成 18 年 3 月 31 日条例第 18 号による改正
 - 第 13 条において、平成 18 年度から平成 20 年度までの第 1 号被保険者の保険料を定めた。
 - 第 13 条第 2 項に規定する 6 段階の保険料率の第 5 段階と第 6 段階の境界である基準所得金額を、国の基準の 200 万円とするため規定を削除した。
 - 付則において、平成 17 年度税制改正により保険料段階が上がる被保険者に対して、経過措置を講じるための規定を定めた。
 - 条例第 11 条に規定する居宅介護サービスにかかる種類ごとの支給限度基準額の規定について、介護予防サービスの規定を削除した。
 - その他介護保険法の改正に伴い必要となる文言および引用条文の修正を行った。
- 平成 20 年 3 月 31 日条例第 9 号による改正
 - 付則において、平成 17 年税制改正の影響を受ける第 1 号被保険者に対する介護保険料の経過措置について平成 20 年度の延長について規定した。
- 平成 21 年 3 月 31 日条例第 17 号による改正
 - 第 12 条において、市町村特別給付として新たに実施する事業を規定した。
 - 第 13 条において、平成 21 年度から平成 23 年度までの第 1 号被保険者の保険料を定め、保険料段階の多段階化を図り 6 段階から 9 段階へと変更した。
 - 介護保険施行令の改正に伴い、第三期における第 4 段階内の住民税合計課税所得額および公的年金収入の合計額が 80 万円以下の者について新たに保険料率の軽減を図り、第 5 段階を基準額として設定した。
- 平成 24 年 3 月 26 日条例第 14 号による改正
 - 第 9 条において介護認定審査会の委員定数を 50 人から 70 人に変更した。
 - 第 13 条において平成 24 年度から平成 26 年度までの第 1 号被保険者の保険料を定め、保険料率段階について、所得の低い層に配慮した負担になるよう第 3 段階を 2 段階に分けるとともに、上位の段階を細分化し能力に応じた負担になるよう、全 13 段階を規定した。
 - 条例第 13 条に規定する第 7 段階と第 8 段階の境界基準所得を 200 万円から国の基準である 190 万円とした。
- 平成 27 年 3 月 31 日条例第 19 号による改正
 - 第 12 条においてリハビリサービス特別給付を廃止した（地域支援事業へ移行）。
 - 第 13 条において平成 27 年度から平成 29 年度までの第 1 号被保険者の保険料を定め、保険料率段階について、上位の段階を細分化し能力に応じた負担になるよう、全 14 段階を規定した。
 - 条例第 13 条に規定する第 7 段階と第 8 段階の境界基準所得を 125 万円から国の基準である 120 万円とし、同様に第 9 段階と第 10 段階の境界基準所得を 300 万円から 290 万円とした。
- 平成 27 年 5 月 28 日条例第 37 号による改正
 - 第 13 条 2 項において、同条に規定する第 1 段階および第 2 段階の介護保険料率を公費により 0.05 軽減した。
- 平成 30 年 3 月 28 日条例第 13 号による改正
 - 第 13 条において、平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 号被保険者の保険料を定めた。
 - 第 13 条に規定する第 8 段階と第 9 段階の境界基準所得を 190 万円から国の基準である 200 万円とし、第 9 段階と第 10 段階の境界基準所得を 290 万円から国の基準である 300 万円とした。
 - 第 13 条において、所得算定にあたって合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を除いた額を用いる規定を整備した。

第七期品川区介護保険事業計画

いきいき計画 21

2018（平成 30）年 4 月

発行：品川区福祉部高齢者福祉課

〒140-8715 品川区広町 2-1-36

TEL. 03-5742-6728（直通）

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>